

業務委託における最低制限価格制度の導入について

現在、建設工事の入札において最低制限価格制度を採用しておりますが、業務委託の入札においても、委託業務の適切な履行やダンピング受注の排除などを目的として、最低制限価格制度を10月より導入します。

対象となる業務や算定方法については、以下のとおりです。

■最低制限価格制度とは

契約の内容に適合した履行を確保するために、特に必要があると認めるときは、あらかじめ最低制限価格を設けた上で、予定価格の制限の範囲内の価格で、最低制限価格以上の価格で申し込みをした者のうち、最低の価格をもって申し込みをした者を落札者とする制度となります。

■対象業務

業務に滞りが生じた場合、市民生活に多大な影響を及ぼす可能性があるものを対象とし、最低制限価格を設ける案件については、公告等に記載します。

■最低制限価格の算定方法

予定価格の100分の60から100分の90までの範囲内で設定します。

■落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内の価格で、最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札をした者を落札者とします。

■最低制限価格の公表

最低制限価格は、非公表とします。

■導入時期

平成30年10月 1日 施行